|  |
| --- |
| **スポーツによる地域活性化推進事業企画運営業務****企画提案公募　仕様書** |

# **１．委託業務名称**

スポーツによる地域活性化推進事業企画運営業務

# **２．本業務の趣旨・目的**

国の第３期スポーツ基本計画において、「地域スポーツコミッション」は、スポーツツーリズム推進の担い手として位置づけられ、スポーツを通じた地域外からの誘客を図る活動（アウター事業）に加え、地域向け住民サービスの充実（インナー事業）など、地域から求められる役割を果たすことが期待されています。

大阪府では、令和４年１月に、府内１６のトップスポーツチームと一丸となりスポーツツーリズムの推進や生涯スポーツの振興を目的に、「大阪スポーツコミッション（OSAKA　SPORTS　PROJECT）」（以下、コミッションという）を設立し、スポーツによる地域活性化に取り組んでおります。

本業務は、スポーツ庁「令和5年度スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」を活用し、スポーツを通じた地域外からの誘客活動として、シェアサイクルを活用した地域周遊プログラムの開発、大阪で「みる」「する」スポーツに取り組む層に対する情報整備に取り組むとともに、コミッション構成チームの府外試合会場等において、本業務の周知やスポーツを含む大阪の都市魅力の発信を行うことで、スポーツによる地域活性化をめざしていきます。

**大阪スポーツコミッション（OSAKA　SPORTS　PROJECT）について**

大阪府では、スポーツを都市魅力の有力なコンテンツとして活用し、在阪スポーツチームとの連携を基軸に観光や文化などと組み合わせたスポーツツーリズムの推進とともにスポーツを楽しめる機会の提供を通じ、生涯スポーツの振興にも取り組むことで、地域社会・経済の活性化を図るため令和4年１月に設立。

コミッションの特徴としては、トップスポーツチームの競技種目やホームタウンなどの垣根を超えた連携、チーム・アスリート等の知名度や集客力などを活かした広報プロモーションなどであり、これらを活かし、自治体や民間企業と連携したスポーツイベントを実施している。

＜トップスポーツチーム（16チーム）＞

野球 　　オリックス・バファローズ

サッカー 　　ガンバ大阪、セレッソ大阪、FC大阪、スペランツァ大阪

フットサル 　　シュライカー大阪

バレーボール 　　堺ブレイザーズ、サントリーサンバーズ、パナソニックパンサーズ、

JTマーヴェラス

バスケットボール　 大阪エヴェッサ

ラグビー 　　レッドハリケーンズ大阪、花園近鉄ライナーズ

卓球 　　日本生命レッドエルフ、日本ペイントマレッツ

ハンドボール 　　大阪ラヴィッツ

（参考：スポーツ大阪（大阪府）　<https://sports.pref.osaka.jp/osaka-sports-project/>）

# **３．履行期間**

　契約締結の日から令和6年3月15日（金曜日）まで

# **４．委託金額の上限額**

　8,173千円（消費税及び地方消費税額を含む）

# **５．業務内容・提案事項等**

本業務は、スポーツによる地域活性化を目的に、シェアサイクルを活用した地域周遊プログラムの開発、アウター受入情報の整備に取り組むことともに、府外試合会場等におけるプロモーションを実施することから、「◆業務内訳」に記載内容を実施するための提案を求めます。

なお、本業務は、地域スポーツコミッションの経営多角化を目的とした、スポーツ庁「令和5年度スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」を活用しており、大阪府が事務局を担うコミッションと密接に連携し、構成チーム等の協力を得ながら取り組んでいくこと。

**◆業務内訳**

|  |
| --- |
| **【１】シェアサイクルを活用した地域周遊プログラムの開発業務** |
| **業務内容** | コミッションでは、試合観戦とシェアサイクルと組み合わせたスポーツツーリズムの推進に取り組んでおり、シェアサイクルの利用者からは、利便性に関する一定の評価を得ることができたが、最寄り駅と試合会場との交通手段に過ぎず、地域での消費や観光につなげる仕組みづくりが必要となっている。そこで、本業務では、シェアサイクルを活用し、地域のスポーツ施設を含む周遊プログラム（モデルルート）の開発を行い、地域周遊を促進していく。なお、プログラム開発にあたっては、府内自治体やコミッション構成チーム等と連携すること。１．連携会議の開催・周遊プログラムを開発する対象地域ごとに、自治体、スポーツコミッション構成チーム等による連絡会議を開催すること。（各１回以上）２．周遊プログラムの開発・シェアサイクルを活用した地域周遊のプログラム（モデルルート）を各地域１ルート以上作成すること。・周遊プログラムの開発については、連携会議の構成メンバーの意見を聞きながら進めていくこと。・対象となる自治体を拠点（ホームタウン等）とする、コミッション構成チームを活用すること。・掲載する地域情報については、本業務における取材以外にも、連携自治体が有する既存情報を活用しても構わない。３．プロモーションの実施・【２】、【３】業務と連携など、周遊プログラムの利用促進のためのプロモーションを行うこと。・大阪府のスポーツ情報サイト「スポーツ大阪」や大阪スポーツプロジェクト公式ＳＮＳアカウント（X（旧：Twitter）：@o\_sportsproject、Instagram：@o\_sportsproject）と連携した広報周知を行うための投稿記事を作成すること。４．効果測定・周遊プログラムの利用者に対して、アンケート等を実施し、効果測定を行うこと。 |
| **業務目標** | **周遊プログラムの開発：府内３地域各１ルート以上****合計３ルート以上構築すること。** |
| **留意事項** | ・スポーツ大阪との連携については、別途、大阪府より指示する。・チラシ等の制作物には、必ず、「令和５年度スポーツ庁国庫補助事業」と必ず入れること。 |
| **企画提案を求める事項** | ◆本業務の趣旨を理解し、コミッション構成チームの活動地域を踏まえ、地域周遊プログラムの開発に効果的な連携体制について提案すること。◆府内自治体やコミッション構成チームの活動地域を踏まえた、具体的なモデルルートを府内3地域・各1ルート以上、提案すること。◆周遊プログラムの活用促進につながるプロモーションについて提案すること。◆効果検証の手法やアンケートの回収率を高める方法について提案すること。 |

|  |
| --- |
| **【2】アウター受入れ情報整備業務** |
| **業務内容** | 国は、地域スポーツコミッションの機能として、域外からのスポーツ合宿や大会誘致などアウター事業への対応を求めており、コミッションとしても、大阪でスポーツを「みる」人、「する」人に対し、府内スポーツ施設等の情報を発信していく必要がある。そこで、本業務では、スポーツ施設等の情報をまとめたWEBページやデジタルマップの構築、スポーツを中心とした都市魅力をまとめた冊子等を作成し、スポーツを通じた大阪への誘客、地域の活性化につなげていく。１．大阪スポーツマップの構築（１）スポーツ施設情報の収集・府内に所在するスポーツ関連施設の情報を収集しリスト化すること。（２）デジタルマップの構築・大阪府内のスポーツ施設等をまとめたＷＥＢページを制作すること。・デジタルマップ上に、リスト化されたスポーツ施設の位置や詳細情報を表示すること。・【１】業務の周遊プログラムのルートをデジタルマップ上に収録すること。（３）スポーツ大阪との連携、広報周知・大阪スポーツマップやスポーツ施設の一覧表構築したコンテンツなどは、スポーツ大阪内に掲載、または連携して運用すること。・【３】業務と連携し、大阪スポーツマップの広報プロモーションを行うこと・スポーツ大阪や大阪スポーツプロジェクト公式ＳＮＳアカウントと連携した広報周知を行うための投稿記事を作成すること。２．大阪スポーツ魅力発信ガイド（冊子版・デジタル版）の作成（１）企画・取材・編集等・大阪での「みる」スポーツ、「する」スポーツを推進するため、大阪のスポーツの魅力や都市魅力をまとめた冊子を作成すること。＜大阪スポーツ魅力発信ガイドの仕様について＞　サイズ：Ａ４サイズ　印刷：全編カラー印刷　ページ数：１２ページ以上（表紙・裏表紙含む）・デジタル版「大阪スポーツ魅力発信ガイド」はスポーツ大阪でも閲覧できるようにすること。（２）広報周知・【１】、【３】業務との連携や、コミッション構成チームの府内試合会場、府内で開催するスポーツイベント等において、配布・配架を行うこと。・スポーツ大阪や大阪スポーツプロジェクト公式ＳＮＳアカウントと連携した広報周知を行うための投稿記事を作成すること。 |
| **業務目標** | **スポーツ施設の収録数：100カ所以上****スポーツ大阪の閲覧数：500回以上** |
| **留意事項** | ・施設情報の必要な項目や府内自治体等への連絡調整などは、大阪府と連携して実施すること。・収録コンテンツやデザインなど詳細については、大阪府と協議の上、決定すること。・スポーツ大阪との連携については、別途、大阪府より指示する。・「大阪スポーツ魅力発信ガイド」の印刷は、大阪府が行うため、令和6年1月末までにデータ入稿すること。・チラシ等の制作物には、必ず、「令和５年度スポーツ庁国庫補助事業」と必ず入れること。 |
| **企画提案を求める事項** | ◆スポーツ施設等の情報収集に関して、効率的な収集方法、収集項目について提案すること。◆デジタルマップの利活用促進に向けた先駆的・効果的な機能やＷＥＢサイトのイメージなどについて提案すること。◆効果的なデジタルマップの周知方法について提案すること。◆スポーツ魅力発信ガイドのコンテンツや構成について提案すること。 |

|  |
| --- |
| **【3】府外試合会場等におけるプロモーション業務** |
| **業務内容** | ・コミッション構成チームの府外試合や府外スポーツイベント等において、本業務の周知や大阪への誘客促進を目的とした、プロモーションを実施すること。（例首都圏等）・本業務の実施時期を鑑み、効果的に実施できる会場等を選定すること。・本業務への参加者獲得、ＷＥＢサイトの閲覧者、大阪への来訪者の増加にむけた効果的な広報を企画・実施すること。 |
| **業務目標** | **府外でのプロモーション回数：３回以上** |
| **留意事項** | ・競技団体やスポーツ運営会社との調整は、受託者が実施すること・大阪府が有するプロモーションツールは、必要に応じて、提供する。・制作物には、必ず、「令和５年度スポーツ庁国庫補助事業」と必ず入れること。 |
| **企画提案を求める事項** | ◆効果的な時期や場所について提案すること。◆具体的なプロモーション手法について提案すること。◆受託事業者が保有し、本業務に活用可能な広報ツールやネットワークについて提案すること。 |

|  |
| --- |
| **【４】実施体制（運営業務）及びスケジュール** |
| **業務内容** | ・本業務を円滑に実施するにあたり、計画的にかつ効率的に実施できる体制を構築し、スケジュールを示すこと。・本件委託業務を運営するために、全体スケジュールを示した業務運営計画を作成し、業務開始時までに大阪府に提出すること。・同種又は類似業務の実績がある場合は、過去（５年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう同種又は類似業務とは、スポーツ関連のイベントの企画運営やホームページやパンフレットなどメディア制作に関する業務とする。 |
| **企画提案を求める事項** | ◆業務全体の運営体制について提案すること。◆業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。◆過去（５年以内）の同種又は類似業務の実績を有する場合は、示すこと。◆本業務の実施にあたり、効果的な連携先事業者あれば提案すること。 |

# **６．委託事業の一般原則**

1. 事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
2. 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。
3. 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。

# **７．委託事業の実施状況の報告**

1. 受託者は契約締結後、随時委託事業の実施状況を大阪府に報告すること。

（詳細は大阪府と協議する。）

1. 受託者は臨時の事業実施状況等報告の求めに対し、協力すること。

# **８．経費の取り扱い**

1. 本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。
2. 委託経費については以下のとおりとする。

（ア）対象経費

人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費（10％を上限とする。）を委託費として支出する。

（イ）以下の経費は対象としない。

・契約期間外に使用した経費

・国や地方公共団体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合の事業費

・営利のみを目的とした経費

・委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費

・親睦を深めるための交際経費

・その他本業務と無関係と思われる経費

・再委託費

1. 経費のうち、一般管理費については、業務を行うに必要な経費であり、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内で認める。

　一般管理費＝（人件費＋事業費）×一般管理費率

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10％を超えることはできない。

1. 大阪府は、再委託先が委託要項又は委託契約書に違反したとき、または本業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
2. 上記による額の確定後、大阪府は委託先に確定した額の委託費を支払うものとする。

# **9.財産取得**

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。また、物品等で業務終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

# **10．書類の保存**

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して10年間保存しなければならない。

# **1１．業務完了後、大阪府へ提出するもの**

受託者は、業務終了後、業務完了報告書、委託経費決算書及び成果物等の電子データ（最終版）を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議する。）

# **1２．権利義務の帰属**

1. 成果品の帰属等

・本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。・

・成果品については、本業務終了後も大阪府ホームページ（スポーツ大阪）やコミッションが持つSNSアカウント等おいてに掲載する。

1. 特許権、著作権等

・委託業務の実施に伴って生じた作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の特許権、著作権その他の権利の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作権人格権を行使しない。

・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。

・受注者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託先は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

# **1３．精算**

1. 本業務に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
2. 大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
3. 業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。
4. 大阪府は、収支精算書と各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりも事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めることとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

# **14．その他**

1. 受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
2. 業務開始時までに業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。
3. 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
4. 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
5. 契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
6. 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

・業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。

・受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

1. 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
2. その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。